（予防接種法の一部改正）

第十八条　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「認定」を「登録」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第十九条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

（地方財政法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　地方財政法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「改正後の地方財政法第十条の四第七号」を「地方財政法第十条の四第六号」に、「改正後の地方財政法第十一条の二」を「同法第十一条の二」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七十七号中「係る許可、認定」を「係る許可」に改め、同号㈣中「の認定」を「の登録」に、「認定の」を「登録の」に、「認定件数」を「登録件数」に改め、同号㈤を削り、同号㈥を同号㈤とし、同号㈦から㈩までを同号㈥から㈨までとし、同号㈪中「の認定」を「の登録」に、「認定の」を「登録の」に、「認定件数」を「登録件数」に改め、同号㈫を同号㈭とし、同号㈬を同号㈫とし、同号㈭中「、第十三条の三の二第一項」を削り、「、認定又は」を「又は」に改め、「、認定件数」を削り、同号㈮を同号㈬とし、同号㈯を同号㈮とする。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

第二十二条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号イ中「審査を行うこと」の下に「、同法第二十三条の二の二十三第十項の規定による立会い及び助言を行うこと」を加え、「及び同法第十四条の二の三第四項」を「並びに同法第十四条の二の三第四項」に改める。

第二十三条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号イ中「第八十条第四項」を「第八十条第八項」に、「並びに第二十三条の二の十七第五項」を「、第二十三条の二の十の三第一項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の二の十七第五項」に、「第八十条第五項」を「第八十条第九項」に改め、「審査を行うこと」の下に「、同法第十四条の二の三第一項の規定による評価及び通知を行うこと」を加え、「第二十三条の二の十の二第九項」を「第二十三条の二の十の四第九項」に、「第二十三条の二の十の二第十一項」を「第二十三条の二の十の四第十一項」に、「第六十八条の二の四第二項」を「第六十五条の五第四項、第六十八条の二の二第二項、第六十八条の二の六第二項」に改める。

第二十四条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号イ中「第十三条の三第三項及び」を削り、「並びに第十九条の二第五項及び第六項」を「及び第十九条の二第五項から第七項まで」に改め、「第二十三条の二十四第三項及び」を削り、「並びに第二十三条の三十七第五項及び第六項」を「及び第二十三条の三十七第五項から第七項まで」に、「及び通知」を「又は確認及び当該評価又は確認に係る通知」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第二十五条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第三項中「第八十条第八項」を「第八十条第十二項」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第二十六条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条第三項中「第二十四条第一項第二号及び第三号」を「第二十四条第一項第四号及び第五号」に改める。

（薬事法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条　薬事法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「第二十七条」を「第二十六条第六項から第十項まで、第二十七条「第二十九条の三まで」の下に「、第二十九条の五第八項及び第九項、第二十九条の六から第二十九条の十一まで」を、「第六項まで」の下に「、第三十六条の十一」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項中「第二十七条」を「第二十六条第六項から第十項まで、第二十七条」に改め、「第二十九条の三まで」の下に「、第二十九条の五第八項及び第九項、第二十九条の六から第二十九条の十一まで」を、「第六項まで」の下に「、第三十六条の十一」を加え、「、第六十九条第二項、第七十二条の二の二、第七十三条並びに第七十五条第一項」を「、第三項、第五項及び第六項」に改める。

附則第十一条第一項中「第三十六条の十第七項、第五十七条の二」を「第三十六条の十第七項、第三十六条の十一、第五十七条の二」に、「及び第三十六条の十第七項」を「、第三十六条の十第七項」に、「までの規定」を「まで並びに第三十六条の十一第一項、第二項及び第三項第二号」に改め、同条第二項中「第三十六条の十第七項、第五十七条の二」を「第三十六条の十第七項、第三十六条の十一、第五十七条の二」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、「第三十六条の九第二号、」とあるのは「第三十六条の九第二号及び」と、「並びに第三十六条の十一第一項、第二項及び第三項第二号」とあるのは「の規定」とする」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十八条　国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第三十七条の六中「第十五項」を「第十三項」に、「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

（臨床研究法の一部改正）

第二十九条　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号ロ中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同号ニ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に改め、同号ヘ中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改める。

第三十条　臨床研究法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号ロ中「第十四条第十三項」を「第十四条第十四項」に改める。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の一部改正）

第三十一条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項ただし書中「第十四条第六項」を「第十四条第五項」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三十二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「及び食品衛生法」を「、食品衛生法及び医療法」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
防衛大臣　中谷　元